「21世紀日本の重要諸課題の総合的把握を目指す社会哲学的研究」研究会 第1回全体研究会 (avec 京都生命倫理研究会) 2001年8月26日 キャンパスプラザ京都第1会議室

# 科学・技術と公共空間

平川秀幸 (京都女子大学現代社会学部)

文献: 平川秀幸「科学・技術と公共空間 テクノクラシーへの抵抗の政治のための覚書き」、『現代思想』 2001 年 8 月号(Vol.29-10)、195-207 頁。

## 1. 問題背景/問題意識

## 1.1. テクノクラシーと市民

- ・ 「テクノクラシー」= 技術的合理性の観点から行われる統治。諸問題を、特定の専門知識に基づき 技術的に処理可能なものとして扱う。
- ・「市民」= 当該の科学・技術にとって、通常「非専門家」とされる人々。(「通常…」というのは、 実は誰のどんな知識が当該問題に相応しいものかは所与ではないという意味で。) 当該の科学・技術に対し問題関心をもち、物申す(したい)人々。(concerned publics) ここでは「市民」に、物申したいと考えていない人、そもそも関心がない人々(unconcerned publics / non-stakeholders)は含めていない。焦点を当てているのは、これらの人々がいざ物申したいと考え、 行動しようとしたときに、排他的・抑圧的に働くテクノラシーに抵抗するという局面である。

# 1.2. 「市民排除型テクノクラシー」から「市民参加型テクノクラシー」へ? (mid-'90s ~)

95年の高速増殖炉もんじゅ事故や阪神大震災などによる「安全神話」の崩壊以降の新しい動き:

- ・ 原子力行政の情報公開、審議会委員等への「反対派」の起用。(「原子力円卓会議」以降)
- ・ 新河川法、環境影響評価法 ... 住民参加の促進
- ・ 行政がスポンサーのコンセンサス会議 (「遺伝子組換え農作物を考えるコンセンサス会議」)
- ・ H12 年度『科学技術白書』:「これからの国民は、進んで科学技術の知識の涵養に努めるとともに、 積極的な情報収集、意思表示や情報発信を行い、科学技術政策の企画立案及び決定の過程に参画す ることによって、社会的ニーズに対応した科学技術活動の健全な発展を促すことが求められる。」 以上の動向は、市民にとってチャンスだが、同時にテクノクラシーに取り込まれるリスクもある: 「カウンター・テクノクラート」とその限界: 吉岡斉<sup>1</sup>。

相手の土俵に乗ってしまう対抗者の問題:

「効率」「リスク」など「概念的なトロイの木馬」による議論の射程縮減 (ウィナー:言語の政治学) 調達される自発性 テクノクラシーの下支え、正当化、アリバイの調達? 能力による選別と排除、自己責任の強制 「ネオ・リベラルテクノクラシー」<sup>2</sup>

## 1.3. テクノクラシーに対抗する「科学・技術の公共空間」の開示の必要

合意志向的な公共空間(ハーバーマス・モデル)とアゴーン志向的な「裂け目」としての公共空間(アレント・モデル)。これらは公共空間の切り離せない二側面だが、テクノクラシーとの関係では後者が強調されるべき。とくに、以下の「排他的な境界構築」の働きにどう対処するかが重要であるため。

# 2. 科学・技術と公共空間

## 2.1. 科学・技術の「専門的空間」と「公共空間」の排他性

- ・ アレント・モデルの公共空間 = 「真理」ではなく「意見」の空間。
- ・ 科学・技術の「専門的空間」 = 「真理」の空間ではあるが、活動中(science *in action*)では「意見」の空間。

ただしその意見は(既存の特定のディシプリンが認知する)「科学的意見」であり、「何が"科学的"か?」は問われない。この固定的視覚から「異論あるなら理解せよ」という選別と排除が行われる。

### 2.2. 専門的空間と公共空間の排他的境界は所与か?

- ・ 社会的構築物としての「境界」。"Boundary-work"<sup>3</sup>(以下 B-W)
- ・ 「科学・技術の公共空間」を開示するには、この境界構築(B-W)のメカニズムを知ることが必要。
- ・ ただし、B-W を行うこと自体、境界が形成されること自体は問題ではない。問題なのは、その排他性・独占性。

## 3. 科学・技術の排他的境界の boundary-work: 科学・技術をめぐる表象の政治

農水省委託・(社)農林水産先端技術産業振興センター(STAFF)の「遺伝子組換え農作物を考えるコンセンサス会議(GM 会議)」4を例に。

#### 3.1. コンセンサス会議と GM 会議について

- ・コンセンサス会議: 80年代半ばにデンマーク議会のデンマーク技術委員会(DBT)で開発された「参加型テクノロジー・アセスメント(pTA)」の手法の一つ<sup>5</sup>。(DBT: http://www.tekno.dk/engelsk/index.htm) DBT の考え方:「今日、テクノロジーに関係するリスクの評価と規制は逆立ちしたやり方で行われており、このやり方の順序をひっくり返す必要がある。専門家によるリスクの分析から開始する代わりに、まず素人が専門家のために問題を定式化してやることから始めるべきである。そして、既定の技術の有用性を、リスク分析・評価の語られざる前提とする代わりに、有用性そのものの価値に関する議論を、リスクに関する議論と結びつけるべきなのである。」<sup>6</sup>
- ・ GM 会議: 2000 年 9 月 ~ 11 月に計四回の会合。479 名の応募者から 18 名の市民パネラーが選出。これに対し、GM 研究者、GM メーカー代表者、農学者、科学社会学者、農業経済学者、行政官 (MAFF&MHW)、ジャーナリスト、消費者団体代表など「専門家」が、「説明者」として 7 名、市民 パネルが作成した「鍵となる質問」への「回答者」(専門家パネル)として 11 名参加。市民パネルは 最初の二回の会合で説明者から GM 作物の説明を受け、「鍵となる質問」を作成。これに対して第 3 回会合で専門家パネルが回答。これを経て第 4 回会合で、市民パネルの報告書「市民の考えと提案」。 農林水産技術会議が、GM 技術のいわゆる「パブリック・アクセプタンス(公衆受容: PA)」活動の一環として、当該技術やその安全性評価に関する単なる情報提供に留まらず、専門家と市民の相互 理解や、市民の関心に応えた調査研究をすすめることを目的に企画。

#### 3.2. GM 会議における boundary-work の例

#### (1) 「意見」と「事実」の B-W

会議の最終報告書の「鍵となる質問」に対する専門家たちの回答や説明をまとめる箇所で「市民パネラーは専門家が以下の**主張**をしたと考える」「研究者の**意見**」という表現が使われていた。

これに対して生物学系の専門家から「私たち専門家は客観的な『事実』を説明したのだから、『意見』

に対して用いる『主張した』という言い方は適切でない」という主旨のコメント。

しかし実際には、いわゆる推進派と類別されうる専門家たちのあいだでさえ、無視できない主張の食い違いがあり、「現状では研究者の意見が異なり、判断できない」と市民パネルが結論せざるをえない 箇所が多々あった。(e.g. 表 1)

#### 表 1 「実質的同等性」の定義をめぐる専門家間の食い違い $^7$

Α	WHO や FAO の報告書でも採用されて一般化。遺伝子組換え農作物や食品の安全性は、「従来からあった類似の
	農作物や食品と比べて、導入した遺伝子の直接産物以外は科学的に調べてまったく同じ」、という「実質的同等
	性」をもって評価。外来遺伝子の直接産物以外の新しい要素が含まれている場合には、その安全性も評価する。
В	実質的同等性の概念は、遺伝子組換え食品の安全性評価にあたっての基本概念であるが、論者によって異なる理
	解がされており、コーデックス等の議論でも、この概念の明確な意味の確認が重要である。実質的同等性を「安
	全審査の際に既存の食品を比較対象として用いる方法が適用できる」という意味で用いる理解の仕方・・・本来
	の意味。実質同等性は、それ自体が安全であることを意味するのではない。(強調原文)
С	OECD が、1993 年に、「実質的同等」という理論を作り出したが、しかし、この理論は明らかに間違っている。こ
	の理論に基づいて、各国や日本は、遺伝子組換え食品の安全性評価基準を作っている。(中略)コーデックス委
	員会が、遺伝子組換えの表示や安全性評価について検討を行っているが、アメリカと EU との激しい対立によっ
	て、表示については国際ルールができる見込みはない。安全性評価についても、再検討が始まったばかり。
D	1993 年 OECD「現代のバイオテクノロジーに由来する食品の安全性評価」: 「安全性を判定する最も実用的な方
	法は、類似する従来の食品と実質的に同等かを検証することである」「実質的同等性の概念は、改変された(又
	は新しい)食品や食品成分を人間が食べる際の安全性を評価する場合に、食品やその原料として用いられる既存
	の生物を、比較のための基礎として用いることができることを表している。

# (2) 「公衆」という表象の構築による関心の閉め出し: 「欠如モデル(deficit model)」<sup>8</sup>

- ・PA の疑われざる前提: 「公衆の関心はリスクである。」 $^9$ 
  - リスクと便益について科学的に説明すれば、不合理な情緒的反発が解消され、受容される。
    - ここでの「リスク」は今現在、科学的に説明可能な**既知の**リスクや不確実性。
  - ~「リスクは十分知られており、技術的に管理可能であり、そのための能力は着実に進歩」と想定。
- ・公衆(市民パネラー)の関心= 未知の危険と不可逆性。責任主体(liable agents)の確定。
  - ~ **可謬性と有限性**についての認識。達成された確実性ではなく不確実性に、拡大し続ける知識ではなく、常に存在する評価不能な無知の広がりに、つまり専門家が言っていることではなく、言わないこと、言えないことにこそ関心: 「悪影響が出たときは、既に後戻りできない状態になることを消費者は最もおそれている」<sup>10</sup>。
    - 「ゼロリスクの要求」ではなく、不確実性やリスクがあることを前提に、それは受け入れ可能か、 受け入れるに値する(必要な)ことか、予測や責任に関して専門家集団は**信頼**できるかを判断。
- 公衆の「不安」や「抵抗」のもとにあるもの:
  - ~ 無知だけではない。科学・技術の失敗の**記憶**、行政や専門家集団の不義理の**記憶**、これらに由来する専門家集団とその「文化」に対する違和感や不信感。他にも、科学・技術に関する通常の意思決定プロセスからの疎外などの社会的権力関係に対する感覚なども、科学・技術に対する公衆の態度形成の大きなファクターであることが知られている<sup>11</sup>。
  - ~ 市民パネラーの感想:「何で科学者はあんなに自信あるのだろう」「科学が万能でないことを一般市民の人たちは気付き始めている。そのことを科学者は気付いていない。会議に参加して、科学者たちは狭い世界に生きていると思った。」<sup>12</sup>

上でいう「責任」は、それが全うされているかどうかの正当な基準を普遍的に明示・同定可能ないわば形而上学的責任ではなく、実践的な意味での責任。つまり、根本的には、何らかの被害を受け、

責任を問う側と、問われる側とのあいだの「許す/許される」という(期待はできてもコントロール 不能な)行為の成立によって、それが全うされたかどうかが判断される責任。重大かつ不可逆な行為 の結果がもたらす毀損そのものは、(定義として)あがなうことはできない。しかし人間は、その毀損 という現実と和解し、毀損をもたらした者(の行為)の罪を許すことはできる。そして許される基準に は、たとえば法的な責任の所在を被告が認めること、誠実な謝罪、補償や(可能な範囲での)原状回復 などいろいろあるが、ただしこれらは、状況超越的な普遍的基準ではなく、これまでの人間の実践 のなかで事実上(de facto)成り立ってきた慣習的なものである。根本的にはそれは、あくまで許す側が、その都度、それを「責任の全う」として認めるかどうか、許すかどうかにかかっている。

### (3) フレーミング(問題の定式化、枠付け)の B-W: その視野縮小化と脱政治化の作用

「公衆の関心は科学的に定義・評価可能で技術的に管理可能なリスクだ」

本来問われるべき倫理的課題やその解決のための社会的方策とその公的論議の可能性を隠蔽し、問題をテクノクラティックに処理可能な技術的問題に縮減することによって脱政治化。

「受容可能性」の定義は所与ではなく、公共的論議に開かれているが、しばしばこれは専門家(開発者)が想定する「便益」やそのベースラインによって固定的に扱われる。

~ 何を守るか、何が受け入れ可能か/受け入れるに値するか。

EU 諸国の GM 作物規制で採られたベースライン<sup>13</sup>:

「従来の資源多投入型の農業と同程度」が支配的だが、「有機農業と同程度」(オーストリア)、「従来の農業の環境影響を改善し、将来の持続可能性政策の選択幅を偏らせないこと」(デンマーク)、「国内の生物多様性と従来の食品に影響を与えないこと」(イタリア)というように異なっていた。「リスク/便益」のフレーミングの B-W

・ 「モノカルチャー」「多国籍アグリビジネスによる垂直統合と種苗支配」「WTO 体制下での農業貿易 自由化の圧力」が支配的な「現代農業食糧システム」という社会経済的文脈<sup>14</sup>のなかで、GM を評価 すべきか否か。(科学社会学者・農業経済学者 vs. 自然科学者)

GM のリスクに、社会経済的影響まで入れるべきか否か。(cf. 表 2)

99 年 1 月の STAFF「生物多様性条約バイオセイフティ議定書に関する意見書」: 「リスク評価は、生物多様性の保全と持続可能な利用の観点から科学的知見のみに立脚して行うべきものと考える。このため、社会経済的影響や人間・動物の健康への影響のような項目は規定しないこと、「社会経済的考慮に関する条項については、その影響が国の状況によって異なり、客観的な尺度により評価することができないことから、本議定書に規定しないこと」と提言<sup>15</sup>。

- ・ 「便益」についても視野縮小化がある。「GM は食糧危機から世界を救う」という神話。 GM 自体が今日の世界の飢餓を生み出している不平等な政治経済的構造に乗っかり、おそらくはそれを強化する形で開発され使われる以上、現行の GM が飢餓を救うことはありえない。
- ・フレーミングの対立は、自然科学内部でもありうる。
  - ・ EU での経験: 生態学者が論議に加わることで未解明の問題が浮上し、確実性が相対的に低下<sup>16</sup>。
  - ・GM 会議では、そもそも GM の生態学的研究をしている専門家が国内で見つからなかった。
  - ・社会科学内部でも、たとえば新古典派経済学などが加わると違ってくる可能性。
  - 「技術的思考の(制度的)視野縮小化」という傾向?
  - ・ 自領域で操作化可能な少数の変数によるフレーミング。

- ・「客観性」の狭い定義。
- ・ 狭くフレーミングするほど、リスクは小さく、便益は大きく見えるという傾向も。
- ・ 「制度的」というのは、この傾向は、何らかの利害というよりは、分野ごとの専門訓練、他分野との日常的な接触の少なさなど、極日常的な制度的条件に由来していると考えられるから。 だからこそ、その「視野の狭さ」「フレーミングの不的確さ」を研究者たち自身が自覚できるような機会を制度的に確保する必要も出てくる。

「リスクと便益」を会議の主題としたことによる市民パネラーの関心の制限:

- ・ 市民パネラーの最も根底的な関心は、実は、「日本の農業の将来をどうするか」であり、その文脈の なかで GM がどんな意味や価値を持つのかを考えようとしていた。
- ・ しかしながら、時間的制約だけでなく、STAFFによる今回の会議のテーマ設定自体が、「リスクと便益の評価と理解」を中心に据えていたため、この関心の広がりが制限されてしまった。(当初の STAFF 案では、会議の名称も「遺伝子組換え農作物のリスクとベネフィットに関する...」というようなものだった。) 何をテーマとするかに関する予備的コンセンサス会議が必要だった?
- ・ また、このような制限は、おそらくコンセンサス会議一般についてあてはまるものであり、フューチャーサーチやシナリオワークショップなど他の pTA の手法も併せた包括的で他段階的・長期的な取り組みが必要だといえる。

物理的リスク		• 短期・長期のアレルギー性、毒性、抗生物質抵抗性など。(短期ではそれ ほど心配要らない。しかし長期は不明な点が多い。)
	生物学的原因による 生態学的リスク	• 作物として GM が生態系に及ぼす直接的な悪影響。例:除草剤耐性や害虫・ウィルス抵抗性を獲得した耐性雑草、耐性害虫・耐性ウィルスの発生、近親種との花粉の交配による GM 自体の雑草化(雑草の GM 化)。
	社会的原因による 生態学的リスク	アグリビジネスによる「種苗支配」や「モノカルチャー農業」による農業 生態系の均一化・不安定化・脆弱化。
社会的	社会経済的 リスク	「生物特許」による生物資源のアグリビジネスによる独占的私有化 「種苗支配」の進行。     種苗支配による先進国・途上国の小規模農家への社会経済的影響(生産コスト増大や自営基盤の解体、借金増による離農など)。     種苗支配による「自家採種・自家改良」など農家の基本的権利の侵害。 極端な例としての「ターミネーター・テクノロジー」 輸出/換金作物偏重、貨幣経済依存の更なる進行と自給農業経済の衰退。
的リスク	政治的 リスク	<ul> <li>特に途上国における GM 製品輸入に対する規制イニシアティヴや ,独自のリスク評価とそれに必要な技術移転の困難化。</li> <li>「生物特許」の紛争解決の困難化。</li> <li>消費者の「選択の権利」の侵害。(表示・追跡可能性の問題)</li> </ul>
	文化的リスク	<ul><li>とくに途上国における農業に関する伝統的・民間的な知識や実践,慣習の破壊。文化的多様性の衰滅。</li><li>食文化の豊かさ・多様性の危機。</li><li>宗教的・倫理的問題。</li></ul>

表 2 GM リスクの 4 つの次元

## 3. 科学・技術の公共空間を開くには

市民の能力構築。専門家の直接的なサポートや市民との協同作業(Science Shop/Community-based Research など)。

「真理の空間」から「意見の空間」への変容:フレーミングの拡大、参加者の拡張、代替案の模索。 この点で GM 会議はかなり成功したと評価できる。 科学・技術の無知や未知、不確実性へのこだわり。失敗の記憶の保持。未来への構想力。 公共空間の公共性や正統性は、「他者」からの異議申し立て(抵抗可能性)に対する応答可能性にこそ。 正統性の判断は、その都度の空間にとっての「他者」に預けられている。

"Concerned publics"としての「市民」は、必ずしも公衆の「代表」であるわけではない。代表であるかどうかの正統性は、常に問われており、他者の抑圧者になるリスクを常に抱えている。求められる「他者への責任性」(S・K・ホワイト)<sup>17</sup>。

## 補足

本発表のテーマである「科学・技術の公共空間の開示」が意味しているのは、科学・技術をめぐる 論議における「専門性」の役割を一切否定するいわば「ベタな民主化」ではない。ポイントは、

- ・問われるべき問題は何なのか、それはどうフレーミングされ、誰のどのような知によって扱われるべきかは(何が正しい判断や事実かということと同様に)常にオープンクエスチョンであり、いわば経験的(empirical)な問題である。
- ・しかもその知やその担い手は、大学や研究所、企業、行政で生産される専門知やその担い手に限られず、問題の性質に応じて、通常は素人、非専門家とされてしまう人々とその知(ローカルノレッジなど)や経験が、必要になる場合も多々ある。
- ・ところが現実には、この専門性に関する批判的問いが十分開かれた形で扱われることは少なく、しかも科学・技術をめぐっては、本報告で扱ったような外部からの参入・異議申し立てに対して排他的な境界構築(boundary work: B-W)や、それを正当化するイデオロギーが働くため、意識的・積極的にこの働きに抗う必要がある

ということにある。

いいかえれば、「専門的空間」と「公共空間」という区分、それらの境界の存在そのものを解消しようということではない。つまり B-W を行うこと自体は問題ないが、前者を後者から遊離させ、独占的な固定化、恒常的排除(異議申し立ての封じ込め)をもたらすような「専有的・排他的・抑圧的な B-W」は問題だということである。公共空間から遊離しやすい専門的空間を、どうやって公共空間のなかに埋め込むか、どうやって両者の境界のいわば透過性、可動性、柔軟性を高め維持するか、「専門性の動的な再構成」の可能性をどう確保し続けるかという問題。

以上の点から専門的空間と公共空間の機能的な関係を、具体的な制度モデルを例に描けば、次のようになる。たとえば専門的空間の場として行政の審議会を選んだとすれば、公共空間は、審議会で扱われる問題のフレーミング設定(アジェンダセッティング)や、それを扱うのに相応しい専門性とその担い手、ケースによっては社会的利害が、論議され、選出される場となり、その一例が、「素人」が主役となるコンセンサス会議である。もちろんこの公共空間の働きは一回的なものではなく、それによって選ばれた専門的空間(審議会)のフレーミングや専門知・専門家が的確かどうかは、専門的空間での論議の推移からの学習効果も含め、くりかえし再検討され再構成されうるものである。さらにいえば、このように専門的空間を構成・監視・再構成する公共空間に参与する知やその担い手が的確かどうか、そこに参与していない「外部」(運動など比較的に親密圏的な領域)の人々の知や立場、利害が代表されているかどうかも、再検討され再構成されうるものである。

- 1 L.ウィナー『鯨と原子炉』、若松征男・吉岡斉、紀伊国屋書店、2000 年、訳者あとがき。
- 柿原泰「ネオリベラル・テクノクラシー批判」、『現代思想』2001年2月号、122-135頁; cf. 中野敏男「ボランティア動 員型市民社会論の陥穽」、『現代思想』1999年5月号、72-93頁。
- Thomas Gieryn. 1995. "Boundary Work", in S. Jasanoff et al eds. Handbook of Science and Technology Studies, Sage Publications, 1995.
- (社)農林水産先端技術産業振興センター(STAFF)『遺伝子組換え農作物を考えるコンセンサス会議報告書』、2000 年。STAFF のウェブサイト(http://web.staff.or.jp/cgi-bin/display/showConsensus.cgi?HANDLER=ON SHOW)も参照。 Hideyuki Hirakawa. 2001. "Provisional Report on the GM Crops Consensus Conference in Japan", a report to the EASST Workshop: Food, Agriculture and Biotechnology: Recent Controversies, STS Research and the Policy Process, on 8-9 February 2001, at the National Council for the Environment and Sustainable Development, Lisbon. (http://www.cs.kyoto-wu.ac.jp/~hirakawa/GMO/cc\_report\_lisbon.html)も参照。
- 5 小林傳司「拡大されたピアレビューの可能性—『コンセンサス会議』の事例」(STS Yearbook '97, STS Network Japan, 1997); 小林傳司「『コンセンサス会議』という実験」(『科学』Vol.69,No.3, 1999); 若松征男「科学・技術の『シビ ル・コントロール』」(『アソシエ』IV、2000年、193-210頁)。世界と日本のコンセンサス会議の実施状況はそれぞれ、ロカ 研究所のウェブサイトの" World-Wide List of Citizen Panel" (http://www.loka.org/pages/worldpanels.htm)、「科学・技 術への市民参加を考える会」(http://www.ccs.dendai.ac.jp/~consensc/ajcost\_tmp/top\_frame.html)を参照。また、コンセ ンサス会議以外の pTA の手法については、「DBT の手法 | (http://www.tekno.dk/engelsk/methods/index.htm)や「欧州 参加型テクノロジーアセスメント(EUROpTA)」(http://www.tekno.dk/europta/)を参照。
- Danish Board of Technology (DBT). "Communication about Risk: Let Laymen Lay the Foundations", DBT, 1999 (http://www.tekno.dk/engelsk/publications/files/127RISK.htm).
- 小林傳司「組替え農作物に関するコンセンサス会議」、2001年度日本リスク研究学会、第14回春期講演シンポジュ -ム講演予稿集『リスク社会とレギュラトリ・サイエンス』、2001年6月8日、東京大学山上会館、25-33頁。
- <sup>8</sup> Alan Irwin & Brian Wynne (eds.), Misunderstanding Science?: The Public Reconstruction of Science and technology, Cambridge U. P., 1996; Martin Bauer (ed.), Resistance to New Technology; Nuclear Power, Information Technology, and Biotechnology, Cambridge U. P., 1995.
- B. ウィン「遺伝子組替え作物のリスクと倫理をめぐる専門家による言説構成」、『現代思想』2001 年 8 月号 (Vol.29-10)、100-128 頁。
- STAFF 前掲書、50頁。
- <sup>11</sup> Irwin and Wynne (eds.), op cit; Ursula Plesner. "'...Before Technology Runs Riot' Lay Opinions on Risk", DBT, 1999 (http://www.tekno.dk/engelsk/publications/files/Before.htm). 後者は 1988 年から 1997 年のデンマークでのコン センサス会議の文書における市民パネルの談話分析を行い、リスクをめぐるパネルの価値や権力関係についての考 え方を分析したもの。
- 大塚善樹「『市民』と『コンセンサス会議』」、科研費補助金基盤研究(C)(2)「科学・技術知識の生産・流通・消費過程 の総合的分析枠組に関する社会的認識論的研究」研究会報告、2001年7月9日、東大先端研。
- <sup>13</sup> Susan Carr, "EU Safety Regulation on Genetically-Modified Crops", a summary report to the EASST Workshop: Food, Agriculture and Biotechnology: Recent Controversies, STS Research and the Policy Process, on 8-9 February 2001, at the National Council for the Environment and Sustainable Development, Lisbon.
- 14 久野秀二「国際農業・食料システムの「再構築」と農業科学・技術」(中野一新・杉山道雄編『グローバリゼーションと 国際農業市場』、筑波書房、2001年);大塚善樹『なぜ遺伝子組換え作物は開発されたか―バイオテクノロジーの社 会学』(明石書店、1999年)。
- 15 STAFF「生物多様性条約バイオセイフティ議定書に関する意見書」、1999年1月 (http://web.staff.or.jp/cgi-bin/display/showDetail.cgi?FILE=199901/22-2000060218232925749&HANDLER=ON SH OW)
- S・K・ホワイト「ア政治理論とポストモダニズム」(有賀誠・向山恭一訳、昭和堂、1996年)。ホワイトによれば行為への責 任は、確かな知識を獲得し、実践の目的を正当化可能な形で達成するよう行為するための義務であり、西欧の倫理・ 政治思想の根本にあるものだが、それに応えることには、何らかの点で常に思想の変数を固定したり、行為者間の差 異を多かれ少なかれ同質化してしまう危険が伴っている。他者への責任は、この固定や同質化によって排除され規律 化される他者の呼び止めに応じようとする責任である。